

昭和三十三年人事院規則九一

人事院規則九一(一) (俸給表の適用範囲)

人事院は、一般職の職員に給する法律に基き、人事院規則九一(一) (特別俸給表の適用範囲)の全部を次のように改正する。

人事院規則九一(一) (昭和三十三年四月一日適用)

(総則)

第一条 給与法別表第一から別表第十一までのそれぞれの俸給表の適用については、この規則の定めるところによる。

(行政職俸給表(一)の適用範囲)

第二条 行政職俸給表(一)は、次に掲げる職員に適用する。ただし、第一号から第八号までに掲げる者のうち、海事職俸給表(二)の適用を受ける者及び指令で指定する者を除く。

- 一 守衛、巡視等の監視、警備等の業務に従事する者
二 用務員、労務作業員等の庁務又は労務に従事する者
三 自動車運転手、車庫長等の業務に従事する者
四 機械工作工、電工、大工、印刷工、製図工、ガラス工等の製作、修理、加工等の業務に従事する者
五 建設機械操作手、ボイラー技士等の機器の運転、操作、保守等の業務に従事する者
六 電話交換手の業務に従事する者
七 理容師、美容師、調理師等の家政的業務に従事する者
八 前各号に進ずる技能的業務に従事する者
九 総トン数五トン未満の船舶、湖、川又は港のみを航行する船舶、総トン数三十トン未満の漁船及びその他しゅんせつ船等の作業船に乗り組む者並びに指令で指定する船舶に乗り組む者(公安職俸給表(二)の適用を受ける者及び指令で指定する者を除く。)

- 一 動物検疫所の家畜防疫官
二 特許庁の審査長、審査官、審査監理官、審判長、審判官及び指令で指定する職員
三 沖繩総合事務局、国土交通省海事局、地方運輸局又は運輸監理部の海事技術専門官及び船舶検査官
四 国土交通省航空局の航空情報管理管制運行情報官、技術管理航空管制技術官及び性能評価航空管制技術官並びに地方航空局又は航空交通管制部のシステム運用管理官、管制保安部長、航空管制運航情報官、航空管制通信官、航空管制官、航空管制技術官、航空交通管理管制官、航空交通管理管制運航情報官、航空交通管理管制技術官及びシステム管理官
五 沖繩総合事務局、国土交通省海事局、地方運輸局又は運輸監理部の海技試験官
六 検疫所において港又は飛行場における検疫又は防疫の業務に従事する職員(医療職俸給表(一)、医療職俸給表(二)又は指定職俸給表の適用を受ける職員を除く。)で指令で指定するもの
七 検疫所又は地方厚生局の食品衛生監視員
八 国土交通省航空局の設計審査官及び飛行検査官その他の指令で指定する職員
九 国土交通省航空局又は地方航空局の運航審査官、航空機検査官及び航空従事者試験官
十 航空保安大学の教頭、研修調整官、教官、所長及び専門研修調整官
十一 運輸安全委員会事務局の事故調査官
十二 税務職俸給表の適用範囲)

- 一 国税庁の内部部に勤務する者で、国税庁監察官、税務相談官、監督評価官、国税実査官、国税調査官、国税査察官及び指令で指定する職員以外のもの
二 国税不服審判所の所長、次長及び首席国税審判官
三 国税局の局長
四 行政職俸給表(二)の適用を受ける者
五 その他指令で指定する者
(公安職俸給表(一)の適用範囲)

- 一 警察庁の警察官及び皇宮護衛官並びに都道府県警察の警察官(次に掲げる者を除く。)

- 一 並びにこれらと同種の業務に従事する職員で指令で指定するもの
(1) 警察庁の長官、次長及び官房長並びに警察庁の内部部の局長、部長及び課長
(2) 警察大学校長
(3) 科学警察研究所長
(4) 皇宮警察本部長
(5) 管区警察局長及び警察支局の支局長
(6) その他指令で指定する者
二 入国者収容所及び地方出入国在留管理局の入国警備官
三 刑務所、少年刑務所、拘留所又は矯正管区に勤務する者並びに矯正研修所に勤務する研修第一部長、研修第二部長、教頭、教官、効果検証官及び指令で指定する職員。ただし、次に掲げる者を除く。
(1) 矯正管区の管区長
(2) 専ら庶務、会計等の管理事務に従事する者
(3) 行政職俸給表(二)又は医療職俸給表の適用を受ける者
(4) その他指令で指定する者
(公安職俸給表(二)の適用範囲)

- 一 検察庁に勤務する検察事務官及び公安調査庁に勤務する公安調査官。ただし、次に掲げる者を除く。
(1) 最高検察庁事務局長
(2) 公安調査庁の長官及び次長並びに公安調査庁の内部部の部長及び課長
(3) 公安調査庁研修所長
(4) 公安調査局の局長
(5) 専ら庶務、会計等の管理事務に従事する者
(6) その他指令で指定する者
二 少年院又は少年鑑別所に勤務する者。ただし、次に掲げる者を除く。
(1) 専ら庶務、会計等の管理事務に従事する者
(2) 行政職俸給表(二)又は医療職俸給表の適用を受ける者

- 一 海上保安庁警備救難部若しくは交通部の航行安全課若しくは安全対策課、海上保安学校又は管区海上保安本部に勤務する者及びその他海上保安庁に勤務する者で船舶に乗り組むもの。ただし、次に掲げる者を除く。
(1) 海上保安庁警備救難部の部長及び課長並びに交通部の航行安全課長及び安全対策課長
(2) 海上保安学校に勤務する者で副校長、分校長及び教官以外のもの
(3) 管区海上保安本部の本部長及び次長
(4) 管区海上保安本部の総務部、経理補給部、船舶技術部、海洋情報部若しくは交通部(航行安全課及び安全対策課を除く。)

- 一 船舶に乗り組む者(船舶に乗り組む者を除く。)

- 一 専ら庶務、会計等の管理事務に従事する者
(1) 第二条第一号から第八号までに掲げる者で船舶に乗り組む者以外のもの
(2) 医療職俸給表(一)の適用を受ける者
(3) 医療職俸給表(二)の適用を受ける者
(4) その他指令で指定する者
(海事職俸給表(一)の適用範囲)

- 一 総トン数二十トン未満の船舶に乗り組む者
二 公安職俸給表(二)又は医療職俸給表(一)の適用を受ける者
(海事職俸給表(二)の適用範囲)

- 一 植物防疫所又は那覇植物防疫事務所の植物防疫官及び小笠原総合事務所に勤務する職員で小笠原諸島の復帰に伴う村の設置及び現地における行政機関の設置等に関する政令(昭和四十三年政令第二百十二号)第十条第二項の規定に基づき植物防疫官の事務の処理に当たる者に指定されたもの

- 一 専ら庶務、会計等の管理事務に従事する者
(1) 第二条第一号から第八号までに掲げる者
(2) 行政職俸給表(二)又は医療職俸給表の適用を受ける者

- 一 専ら庶務、会計等の管理事務に従事する者
(1) 第二条第一号から第八号までに掲げる者
(2) 行政職俸給表(二)又は医療職俸給表の適用を受ける者

- 一 専ら庶務、会計等の管理事務に従事する者
(1) 第二条第一号から第八号までに掲げる者
(2) 行政職俸給表(二)又は医療職俸給表の適用を受ける者

- 一 専ら庶務、会計等の管理事務に従事する者
(1) 第二条第一号から第八号までに掲げる者
(2) 行政職俸給表(二)又は医療職俸給表の適用を受ける者

- 一 専ら庶務、会計等の管理事務に従事する者
(1) 第二条第一号から第八号までに掲げる者
(2) 行政職俸給表(二)又は医療職俸給表の適用を受ける者

- 一 専ら庶務、会計等の管理事務に従事する者
(1) 第二条第一号から第八号までに掲げる者
(2) 行政職俸給表(二)又は医療職俸給表の適用を受ける者

- 一 専ら庶務、会計等の管理事務に従事する者
(1) 第二条第一号から第八号までに掲げる者
(2) 行政職俸給表(二)又は医療職俸給表の適用を受ける者

者及び公安職俸給表(一)の適用を受ける者(を除く。)

第八條 教育職俸給表(一)の適用範囲

第九條 教育職俸給表(二)の適用範囲

第十條 研究職俸給表の適用範囲

第十一條 研究職俸給表は、試験所、研究所若しくは指令で指定するこれらに準ずる機関又はその他の機関で指令で指定する部課等に勤務し、専門的科学的知識と創意等をもつて試験研究又は調査研究業務に従事する職員に適用する。ただし、教育職俸給表(一)又は指定職俸給表の適用を受ける者を除く。

第十二條 医療職俸給表(一)の適用範囲

第十三條 医療職俸給表(二)は、病院、療養所、診療所等の医療施設、刑務所、拘留所等の矯正施設及び検疫所等に勤務し又は船舶に乗り組み、医療業務に従事する医師及び歯科医師である職員に適用する。ただし、指定職俸給表の適用を受ける者を除く。

第十四條 医療職俸給表(三)は、病院、療養所、診療所等の医療施設、刑務所、拘留所等の矯正施設、検疫所及び学校等に勤務し、保健指導又は看護等に従事する保健師、助産師、看護師及び准看護師である職員に適用する。ただし、教育職俸給表の適用を受ける者を除く。

第十五條 指定職俸給表は、次に掲げる職員に適用する。

一 事務次官、会計検査院事務総長、人事院事務総長、内閣法制次長、宮内庁次長、警察庁長官、金融庁長官、消費者庁長官及び子ども家庭庁長官

二 外局(国家行政組織法(昭和二十三年法律第二十号)第三条第三項の庁をいう。)の長官

三 会計検査院事務総局次長、内閣衛星情報センター所長、内閣府審議官、公正取引委員会事務総長、警察庁次長、警視總監、カジノ管理委員会事務局長、金融国際審議官、デジタル審議官、総務審議官、外務審議官、財務官、文部科学審議官、厚生労働審議官、医務技監、農林水産審議官、経済産業審議官、技監、国土交通審議官、地球環境審議官及び原子力規制庁長官

四 国家行政組織法第三条第二項の省、会計検査院事務総局、人事院事務総局、内閣府、公正取引委員会事務総局、警察庁、金融庁及び子ども家庭庁の官房長及び局長

五 気象大学校長及び海上保安大学校長

六 経済社会総合研究所長

七 規模の大きい試験所若しくは研究所又は困難な研究を行う試験所若しくは研究所の長(前号に掲げる職員を除く。)で指令で指定するもの

八 規模の大きい病院若しくは療養所又は困難な医療業務を行う病院若しくは療養所の長で指令で指定するもの

九 その他前各号に掲げる職員に準ずる職員で指令で指定するもの

附則(昭和六〇年四月一日人事院規則九二二一)

附則(昭和六〇年二月二二日人事院規則九二二二)

この規則は、公布の日から施行し、改正後の人事院規則九二二二の規定は、昭和六十年七月一日から適用する。

八 義肢装具士

九 歯科衛生士及び歯科技工士

十 あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師及び柔道整復師

十一 その他指令で指定する医療技術職員(医療職俸給表(三)の適用範囲)

第十四條 医療職俸給表(三)は、病院、療養所、診療所等の医療施設、刑務所、拘留所等の矯正施設、検疫所及び学校等に勤務し、保健指導又は看護等に従事する保健師、助産師、看護師及び准看護師である職員に適用する。ただし、教育職俸給表の適用を受ける者を除く。

第十五條 指定職俸給表は、次に掲げる職員に適用する。

一 事務次官、会計検査院事務総長、人事院事務総長、内閣法制次長、宮内庁次長、警察庁長官、金融庁長官、消費者庁長官及び子ども家庭庁長官

二 外局(国家行政組織法(昭和二十三年法律第二十号)第三条第三項の庁をいう。)の長官

三 会計検査院事務総局次長、内閣衛星情報センター所長、内閣府審議官、公正取引委員会事務総長、警察庁次長、警視總監、カジノ管理委員会事務局長、金融国際審議官、デジタル審議官、総務審議官、外務審議官、財務官、文部科学審議官、厚生労働審議官、医務技監、農林水産審議官、経済産業審議官、技監、国土交通審議官、地球環境審議官及び原子力規制庁長官

四 国家行政組織法第三条第二項の省、会計検査院事務総局、人事院事務総局、内閣府、公正取引委員会事務総局、警察庁、金融庁及び子ども家庭庁の官房長及び局長

五 気象大学校長及び海上保安大学校長

六 経済社会総合研究所長

七 規模の大きい試験所若しくは研究所又は困難な研究を行う試験所若しくは研究所の長(前号に掲げる職員を除く。)で指令で指定するもの

八 規模の大きい病院若しくは療養所又は困難な医療業務を行う病院若しくは療養所の長で指令で指定するもの

九 その他前各号に掲げる職員に準ずる職員で指令で指定するもの

附則(昭和六〇年四月一日人事院規則九二二一)

附則(昭和六〇年二月二二日人事院規則九二二二)

この規則は、公布の日から施行し、改正後の人事院規則九二二二の規定は、昭和六十年七月一日から適用する。

附則(昭和六〇年四月一日人事院規則九二二一)

附則(昭和六〇年二月二二日人事院規則九二二二)

この規則は、公布の日から施行し、改正後の人事院規則九二二二の規定は、昭和六十年七月一日から適用する。

附則(昭和六一年四月一日人事院規則九二二三)

この規則は、公布の日から施行する。

附則(昭和六一年四月五日人事院規則九二二四)

この規則は、公布の日から施行する。

附則(昭和六一年七月一日人事院規則九二二五)

この規則は、公布の日から施行する。

附則(昭和六二年四月一日人事院規則九二二六)

この規則は、公布の日から施行する。

附則(昭和六二年五月二二日人事院規則九二二七)

この規則は、公布の日から施行する。

附則(昭和六三年二月一日人事院規則九二二八)

この規則は、公布の日から施行する。

附則(平成元年四月一日人事院規則九二二九)

この規則は、公布の日から施行する。

附則(平成元年六月二八日人事院規則九二三〇)

この規則は、公布の日から施行する。

附則(平成三年四月一日人事院規則九二三一)

この規則は、公布の日から施行する。

附則(平成三年七月一日人事院規則九二三二)

この規則は、公布の日から施行する。

附則(平成四年四月一日人事院規則九二三四)

この規則は、公布の日から施行する。

附則(平成四年四月二〇日人事院規則九二三五)

この規則は、公布の日から施行する。

附則(平成四年七月一日人事院規則九二三六)

この規則は、公布の日から施行する。

附則(平成五年一月一日人事院規則九二三七)

この規則は、公布の日から施行する。

附則(平成五年一月一日人事院規則九二三八)

この規則は、公布の日から施行する。

附則(平成五年一月一日人事院規則九二三九)

この規則は、公布の日から施行する。

附則(平成六年二月二六日人事院規則九二四〇)

この規則は、公布の日から施行する。

附則(平成六年二月二六日人事院規則九二四一)

この規則は、公布の日から施行する。

附則(平成六年二月二六日人事院規則九二四二)

この規則は、公布の日から施行する。

附則(平成六年二月二六日人事院規則九二四三)

この規則は、公布の日から施行する。

附則(平成六年二月二六日人事院規則九二四四)

この規則は、公布の日から施行する。

附則(平成六年二月二六日人事院規則九二四五)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成三〇年三月三〇日人事院規則九一―二六八）
この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

附 則（平成三一年四月一日人事院規則九一―二六九）
この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和二年一月七日人事院規則九一―二七〇）
この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和二年四月一日人事院規則九一―二七一）
この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和三年九月一日人事院規則一―七七）
この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和五年三月三十一日人事院規則九一―二七二）
この規則は、令和五年四月一日から施行する。

附 則（令和六年四月一日人事院規則九一―二七三）
この規則は、公布の日から施行する。